

上 下 水 道 局 告 示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第4号)	30
公	告	
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	40
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	41
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	42
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	43
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	44

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第 9号）

1 内容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和 3年名古屋市条例第34号）の一部の施行期日を令和 4年 3月12日と定めるものです。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年2月9日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第9号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部
の施行期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和3年名古屋市条例第34号）中別表の改正規定のうち名古屋市明倫コミュニティセンターの項を改める部分の施行期日は、令和4年3月12日とする。

名古屋市告示第35号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 4年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
糖尿病・甲状腺と みなが内科	名古屋市千種区豊年町14番 4号	令和 3年10月 1日
くろかわ内科・健 診クリニック	名古屋市北区元志賀町 1丁目 4番地 の 1	令和 3年 9月 1日
かわい内科&皮ふ 科	名古屋市西区中小田井三丁目 384番 地の 1	令和 3年10月 1日
大須病院	名古屋市中区松原二丁目17番 5号	令和 3年10月 1日
りさ栞中こころの クリニック	名古屋市昭和区滝川町31番地の 8	令和 3年11月 1日

まんば内科外科クリニック	名古屋市中川区万場一丁目 406番地	令和 3年11月 1日
在宅支援なごや南ホームクリニック	名古屋市南区呼続一丁目12番 7号	令和 3年10月12日
医療法人輝信会藤が丘e f f eファミリークリニック	名古屋市名東区藤が丘170番地の 4	令和 3年10月 1日
けやき訪問クリニック	名古屋市天白区植田一丁目1707番地	令和 3年10月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
みやこデンタルクリニック	名古屋市西区則武新町三丁目 1番17号	令和 3年10月 1日
ルピナス歯科	名古屋市中区栄三丁目27番11号	令和 3年10月 1日
しの歯科	名古屋市名東区藤森二丁目 236番地	令和 3年10月26日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
イオン薬局名古屋則武店	名古屋市西区則武新町三丁目 1番17号	令和 3年10月21日
昭和調剤薬局	名古屋市中区千代田五丁目23番 6号	令和 3年10月 1日
日本調剤名大前薬局	名古屋市中区千代田五丁目1301番	令和 3年10月 1日

キョーワ薬局桜山 店	名古屋市瑞穂区川澄町 1丁目 2番地	令和 3年10月 1日
V・drug下之 一色調剤薬局	名古屋市中川区下之一色町字波花90 番地	令和 3年10月 1日
貴船薬局	名古屋市中川区万場一丁目 408番地	令和 3年11月 1日
キョーワ薬局中川 店	名古屋市中川区松年町 4丁目76番地 の 1	令和 3年10月 1日
オアシス調剤薬局 中川店	名古屋市中川区松年町 4丁目77番地 の 1	令和 3年10月 1日
キョーワ薬局南三 条店	名古屋市南区三条一丁目 4番 5号	令和 3年10月 1日
キョーワ薬局大江 店	名古屋市南区加福本通 3丁目37番地	令和 3年10月 1日
ライフ薬局	名古屋市南区三条一丁目 4番30号	令和 3年10月 1日
くるみ調剤薬局か さでら店	名古屋市南区前浜通 4丁目13番地の 2	令和 3年11月 1日
キョーワ薬局南大 高店	名古屋市緑区南大高四丁目1815番地	令和 3年10月 1日
V・drug滝ノ 水薬局	名古屋市緑区滝ノ水五丁目1009番地 の 3	令和 3年11月 1日
キョーワ薬局梅森 店	名古屋市名東区梅森坂五丁目 1番地 の 3	令和 3年10月 1日
ポトス薬局しまだ 店	名古屋市天白区島田三丁目 404番地	令和 3年11月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ほまれ訪問看護	名古屋市東区白壁二丁目 1番20号	令和 3年10月 1日
マスト訪問看護ステーション	名古屋市西区貴生町 402番地	令和 3年10月 1日
ひまわり訪問看護 リハビリステーション昭和	名古屋市昭和区山里町70番地の 2	令和 3年10月 1日
訪問看護ステーションしあわせぷらす	名古屋市昭和区楽園町90番地の 1	令和 3年11月 1日
ひまわり訪問看護 リハビリステーション守山	名古屋市守山区桔梗平二丁目 316番地	令和 3年10月 1日
ひまわり訪問看護 リハビリステーション名東	名古屋市名東区文教台一丁目 512番地	令和 3年10月 1日
プレシア訪問看護ステーション天白	名古屋市天白区池場三丁目 117番地	令和 3年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第36号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	もりかわクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市中川区荒子町字大門西47番地
	新	名古屋市中川区的場町 1丁目32番地
変 更 年 月 日	令和 3年 9月24日	

2 歯科

医 療 機 関 名	旧	医療法人マイアベニューなみき通り歯科
	新	医療法人マイアベニューなみき通り歯科・矯正歯科
所 在 地	名古屋市南区豊田二丁目 2番 1号	
変 更 年 月 日	令和 3年 6月28日	

3 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションエヴリ	
所 在 地	旧	名古屋市昭和区萩原町 4丁目12番地
	新	名古屋市昭和区元宮町 4丁目70番地
変 更 年 月 日	令和 3年11月 1日	

医 療 機 関 名	旧	訪問リハビリステーション陽明
	新	ライフアップ訪問看護ステーション陽明
所 在 地	名古屋市瑞穂区田辺通 2丁目22番地の 1	
変 更 年 月 日	令和 3年10月 1日	

医 療 機 関 名	旧	訪問看護ステーションボギー
	新	訪問看護ステーションボギー港
所 在 地	名古屋市港区入場一丁目 502番地	
変 更 年 月 日	令和 3年11月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第37号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
かわい内科&皮ふ科	名古屋市西区中小田井三丁目 384番地の 1	令和 3年10月 1日
N T T西日本東海病院	名古屋市中区松原二丁目17番 5号	令和 3年10月 1日
藤が丘 e f f e ファミリークリニック	名古屋市名東区藤が丘 170番地の 4	令和 3年10月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ルピナス歯科	名古屋市中区栄三丁目27番11号	令和 3年10月 1日
山田歯科クリニッ ク	名古屋市守山区小幡中二丁目15番16 号	令和 3年 9月26日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
スギ薬局柳橋店	名古屋市中村区名駅南一丁目16番28 号	令和 3年 9月 1日
たんぽぽ薬局かす もり店	名古屋市中川区松葉町 2丁目16番地	令和 3年12月 1日
にじいろ調剤薬局	名古屋市南区弥生町 100番地の 1	令和 3年11月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
マスト訪問看護ス テーション	名古屋市中川区野田三丁目 223番地 の 3	令和 3年10月 1日
ひまわり訪問看護 リハビリステーシ ョン守山	名古屋市守山区桔梗平二丁目 316番 地	令和 3年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第38号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり再開の届出がありました。

令和 4年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	再 開 年 月 日
太閤クリニック	名古屋市中村区太閤通 5丁目33番地	令和 3年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第39号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
なごや発達クリニック	名古屋市千種区内山三丁目10番22号	令和 3年10月22日

2 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ほがらか訪問看護ステーション	名古屋市北区大杉三丁目 9番14号	令和 3年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第40号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
稲垣歯科医院	名古屋市南区鳥栖一丁目15番34号	令和 3年10月 7日
おばた歯科・矯正 歯科	名古屋市守山区小幡常燈 804番	令和 3年 9月 1日

2 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ひまわり訪問看護 リハビリステーション名東	名古屋市名東区文教台一丁目 512番 地	令和 3年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第41号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 2月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
フレアス在宅マッ サージ名古屋名東 区施術所	名古屋市名東区貴船三丁目1706番地	令和 3年10月 1日
内山 哲位		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

徳井 和香（出張 専門）	名古屋市中村区上米野町 1丁目21番 地の 4	令和 3年10月11日
徳井 和香		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
千音寺鍼灸マッサー ージ治療院	名古屋市中川区新家二丁目 603番地	令和 3年10月 1日
鈴木 一由		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ヨコイ治療院	名古屋市中区松原三丁目16番14号	令和 3年10月 5日
横井 秀明		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
すみれマッサージ 治療院	名古屋市中川区花池町 3丁目 9番地	令和 3年10月12日
小林 國由		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
フレアス在宅マッ サージ名古屋名東 区施術所	名古屋市名東区貴船三丁目1706番地	令和 3年10月 1日
内山 哲位		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
徳井 和香（出張 専門）	名古屋市中村区上米野町 1丁目21番 地の 4	令和 3年10月11日
徳井 和香		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
千音寺鍼灸マッサ ージ治療院	名古屋市中川区新家二丁目 603番地	令和 3年10月 1日
鈴木 一由		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ヨコイ治療院	名古屋市中区松原三丁目16番14号	令和 3年10月 5日

横井 秀明		
-------	--	--

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
つのだ接骨院	名古屋市西区花の木一丁目 4番 4号	令和 3年11月 1日
角田 光宏		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第42号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
小林マッサージ治 療院	名古屋市中川区八家町 2丁目65番地	令和 2年10月 1日
小林 國由		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第43号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 2月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅 5丁目 6番18号	令和 3年10月 5日
柴田 泰治		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅 5丁目 6番18号	令和 3年10月 5日
柴田 泰治		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
KE i ROW名古屋南ステーション	名古屋市南区鳥栖一丁目 1番19号	令和 3年11月 1日
北村 亜季子		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第44号

告示の訂正について

令和 3年名古屋市告示第 664号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について）の一部を次のように訂正します。

令和 4年 2月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

表の改正規定中「図面82」を「図面北82」に、「図面83」を「図面北83」に訂正します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第45号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 4年 2月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
二村 博子 名古屋市中川区戸田西三丁目1156番地の 2
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
風岡 尚樹 名古屋市中川区戸田三丁目 507番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区水里四丁目76番、畑、346.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 4年 2月10日から令和 7年 2月 9日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
なし
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 150日、農業従事者： 2人
 - (3) 農機具の保有状況
耕運機： 2、草刈機： 1、鎌： 3、鍬： 2、スコップ： 3

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第46号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 4年 2月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
株式会社 アグリンクス 代表取締役 大嶋 直樹
宮崎県宮崎市城ヶ崎一丁目 6番地29
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
鈴木 さき子 名古屋市港区新茶屋一丁目 103番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西福田三丁目 205番、田、1,715.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 4年 3月 1日から令和10年 2月28日まで
 - (4) 借賃 50,000円
 - (5) (4)の支払方法 毎年 1月末日までに口座振込
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
14,474.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 250日、農業従事者： 4人

(3) 農機具の保有状況

トラック： 1、栽培用ビニールハウス： 1、マルチ張り機： 1

管理機： 1、トラクター： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第47号

都市景観重要建築物等の指定解除について

名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号）第24条第4項の規定により、次の建築物について都市景観重要建築物等の指定を解除しました。

令和 4年 2月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 名称

山田屋総本店

2 所在地

名古屋市中区橘一丁目1601番地

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第48号

名古屋市議会定例会の招集について

令和4年2月18日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和4年2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市上下水道局告示第4号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和4年2月28日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月9日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和4年3月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
港 区	船 頭 場 二 丁 目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
守 山 区	川 村 町		〃	名古屋市上下水道局 守山水処理センター 北区米が瀬町
	下 志 段 味	吉田	〃	〃
	白 沢 町		〃	〃
	新 守 山		〃	〃
	鳥 羽 見 一 丁 目		〃	〃

	森 孝 三 丁 目		〃	〃
名 東 区	香 流 三 丁 目		〃	〃
	高 針 荒 田		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター
	藤 卷 町	2 丁 目	〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

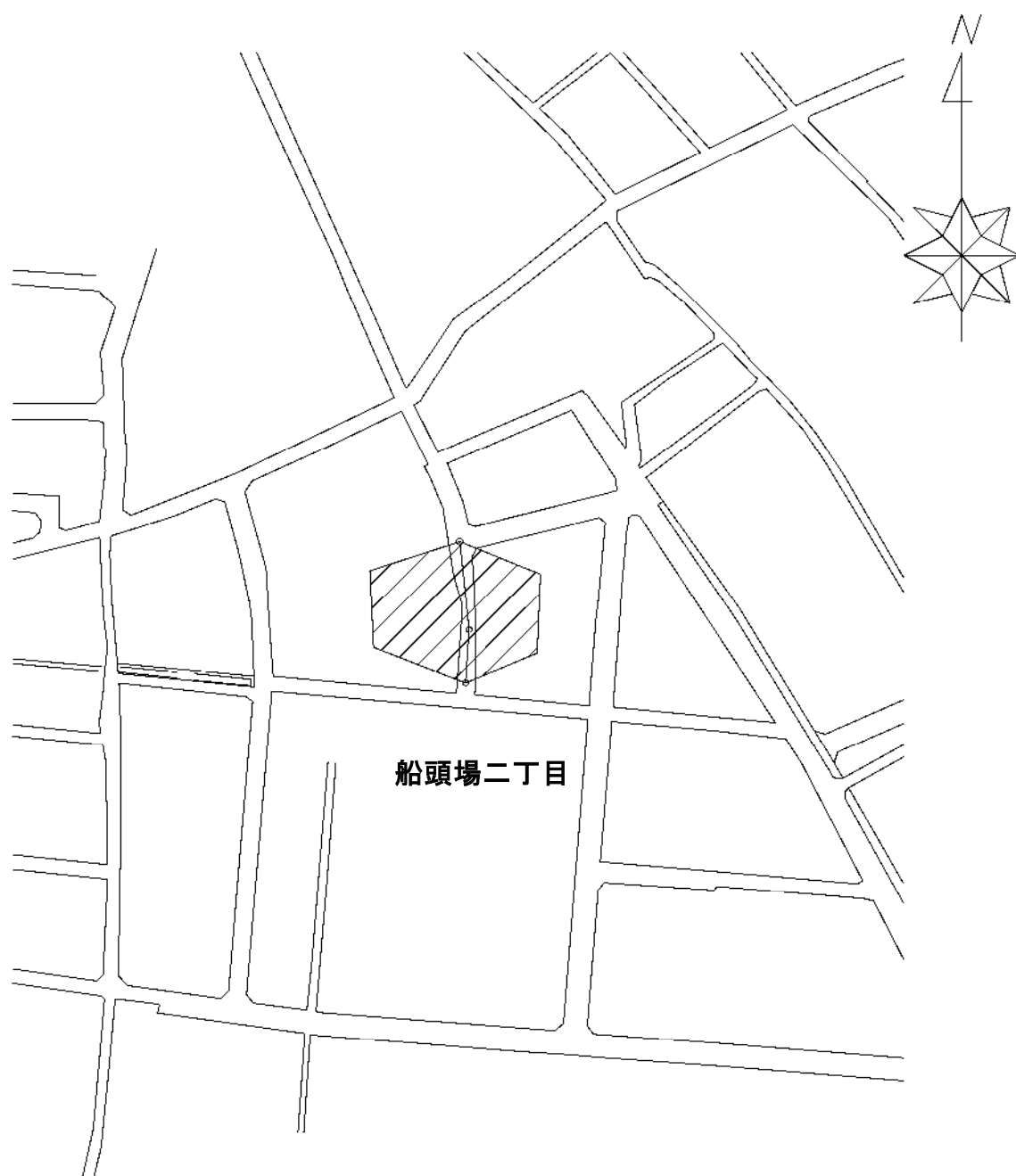
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	港区 守山区（新守山及び鳥羽見一丁目）
分 流 式	守山区（新守山及び鳥羽見一丁目を除く。） 名東区

排水施設の位置図

港区（合流式）

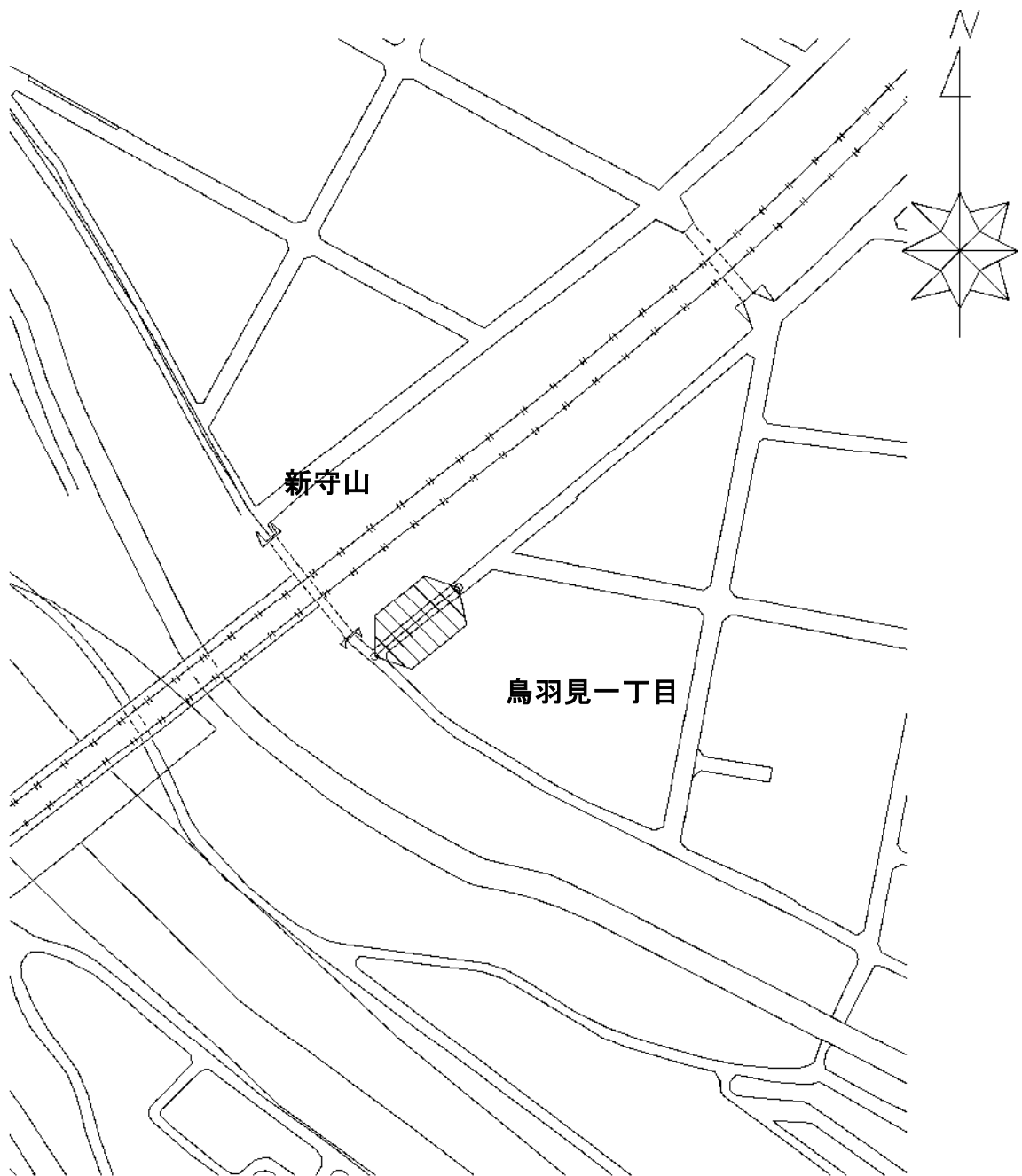


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（合流式）

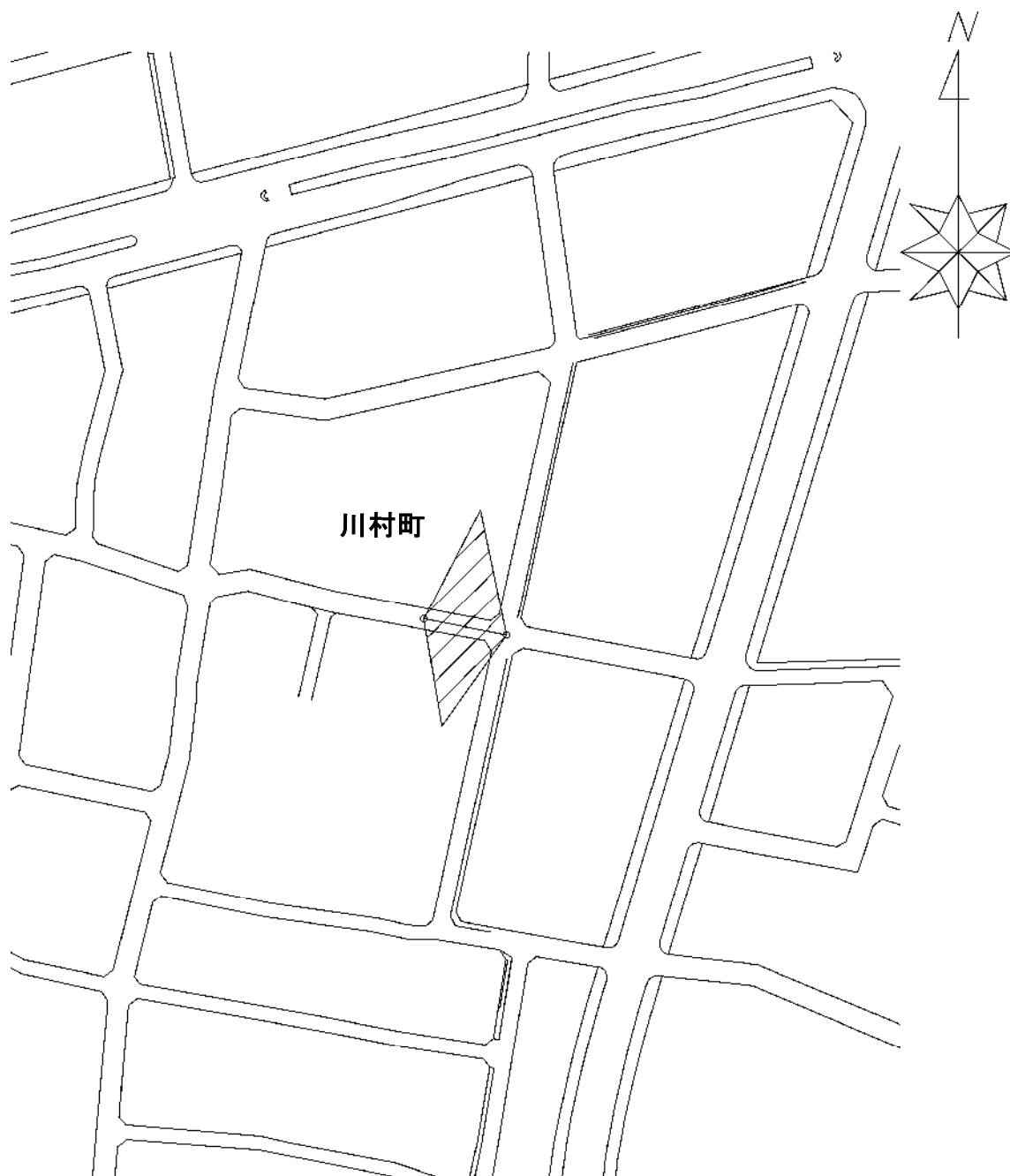


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 1

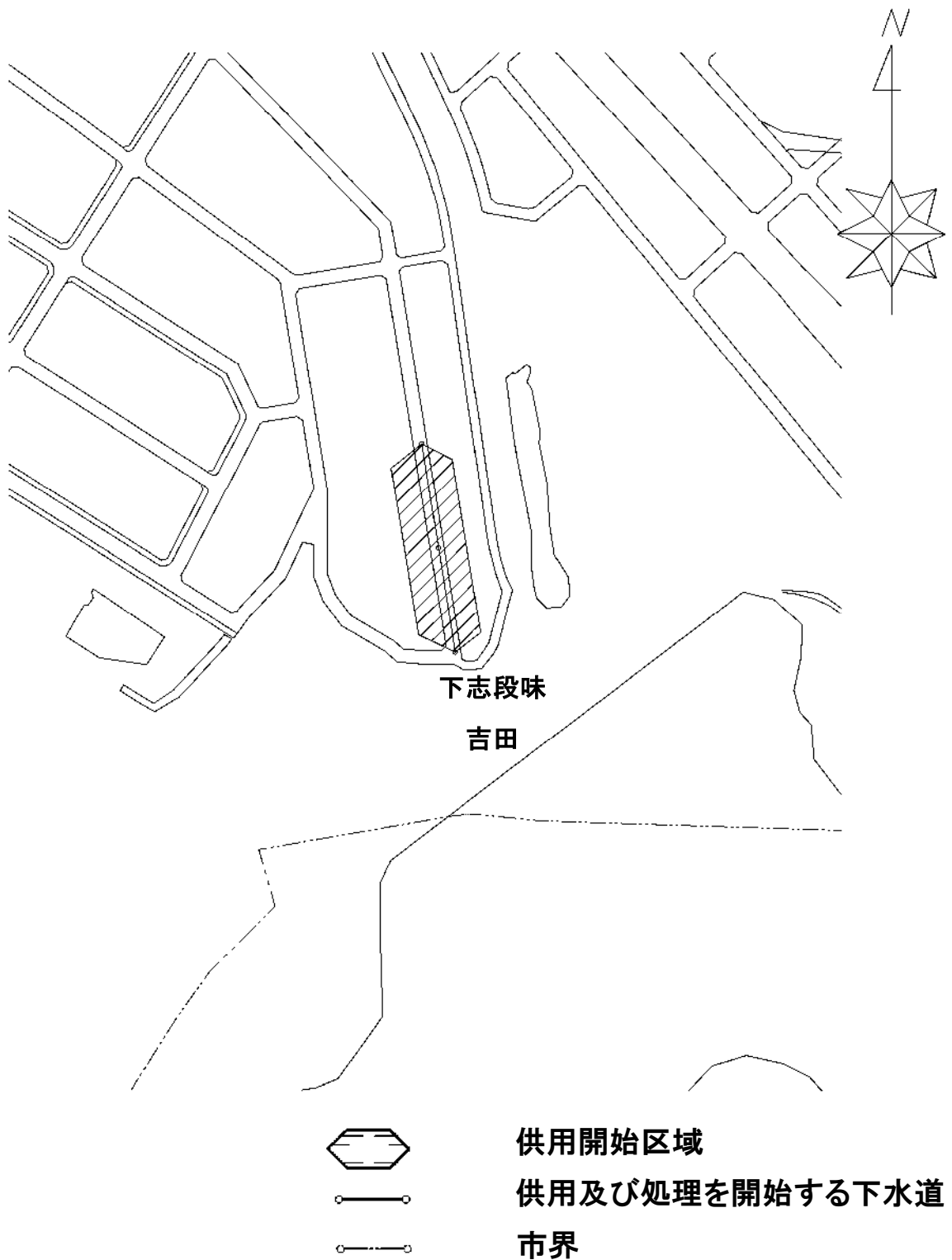


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

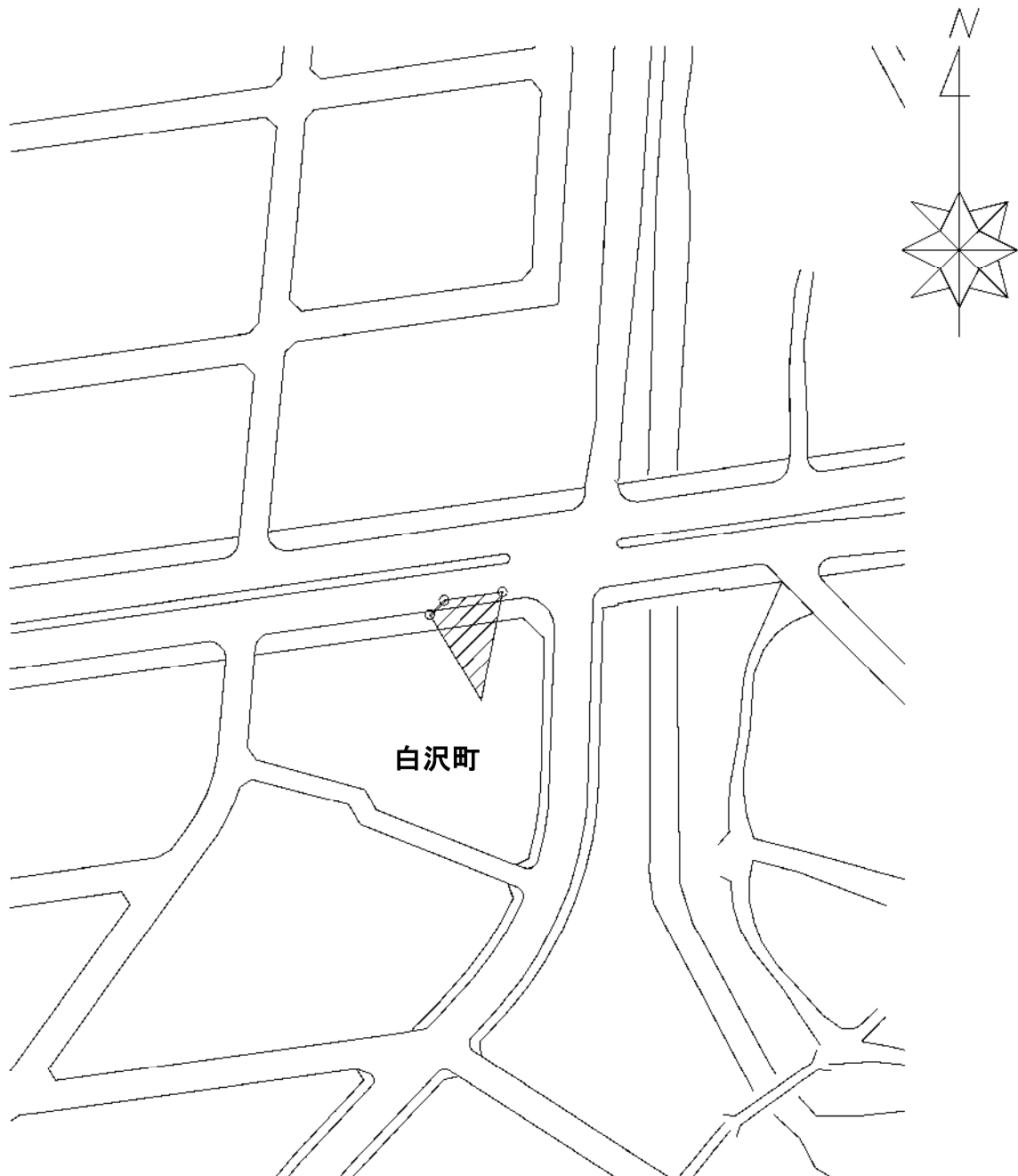
排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 2



排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 3



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 4

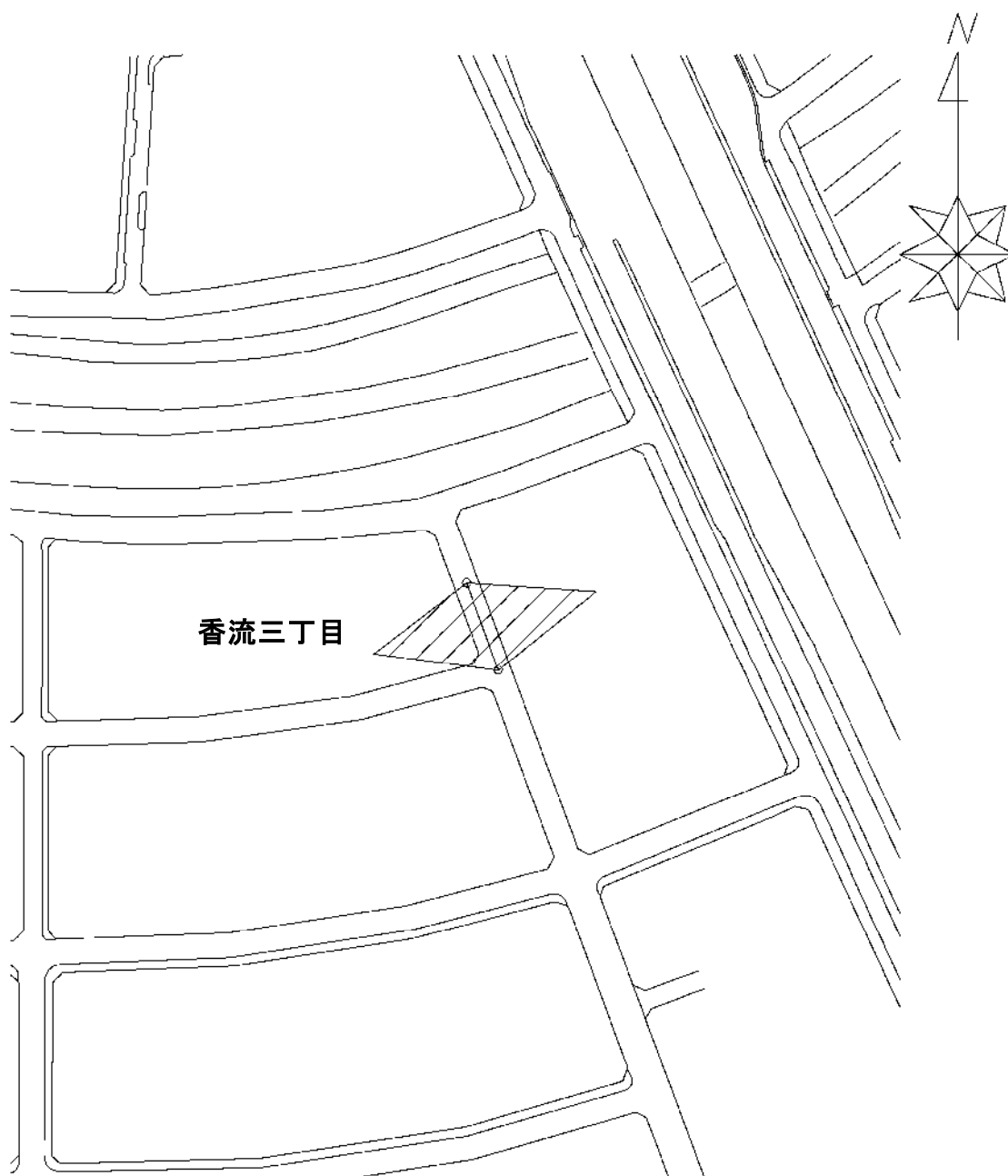


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 1

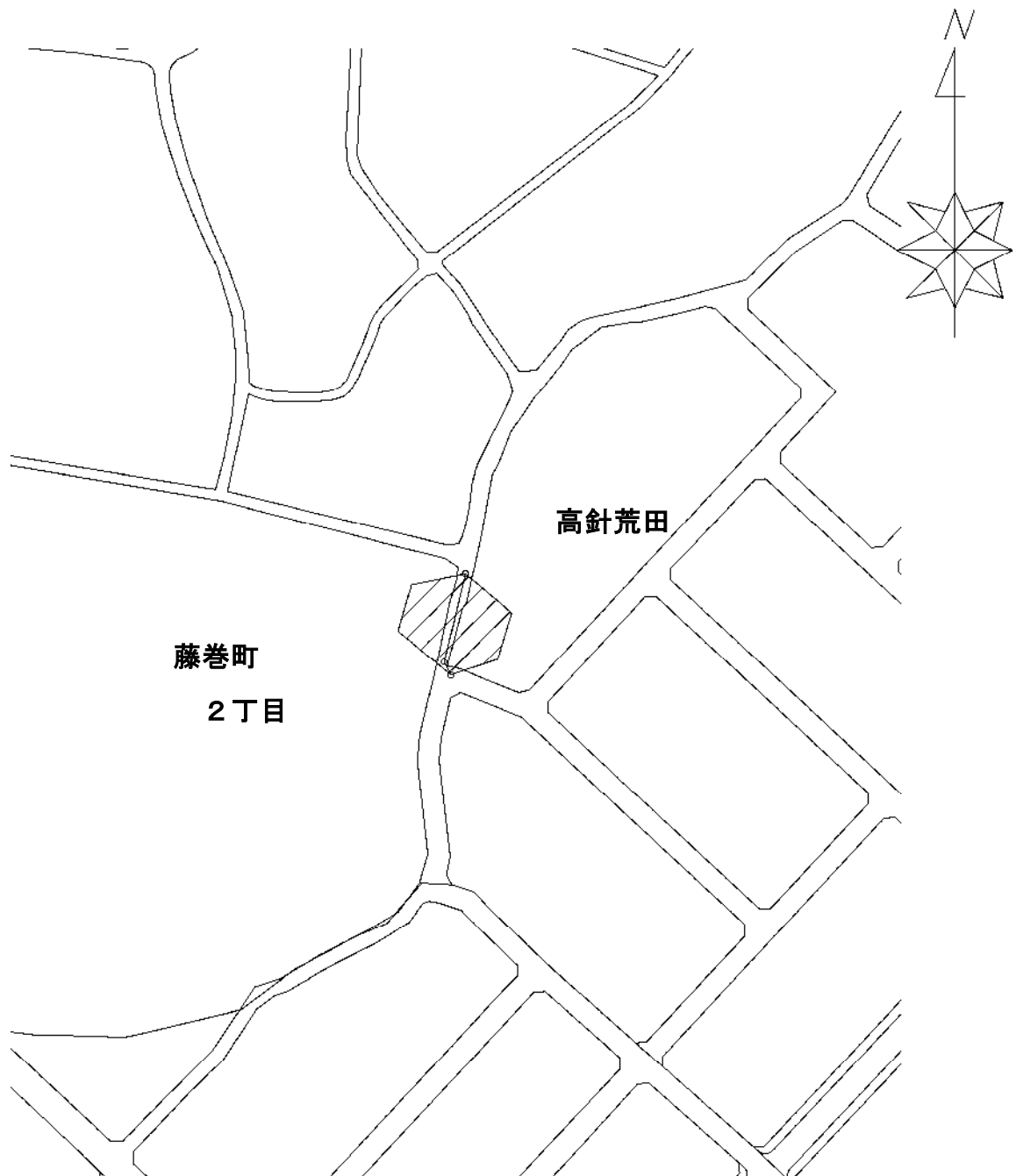


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 2



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和4年2月8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市千種区高見二丁目1番の一部、3番の一部、4番の一部、5番の一部、6番の一部、11番、12番、13番の一部、103番1、103番2、104番1、104番2、104番3、201番1、201番2、201番3、201番4、301番、801番1、801番2、901番1、901番2及び901番3

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 4年 2月 8日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1544号	㈱和田設備工業	和田 正志	愛知県小牧市元町三丁目 106番地	令和 4年 1月19日
第1545号	NSリノベーション(株)	齊藤 太嘉志	名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号	令和 4年 1月19日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 4年 2月 8日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 423号	(有)雄賀設備	日江井 直美	名古屋市北区神明町 82番地	令和 4年 1月24日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和4年2月8日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1544号	㈱和田設備工業	和田 正志	愛知県小牧市元町三丁目 106番地	令和4年1月19日
第961号	小林浴槽住宅機器(有)	小林 秀一	名古屋市西区宝地町 392番地	令和4年1月19日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 4年 2月 8日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 423号	(有)雄賀設備	日江井 直美	名古屋市北区神明町 82番地	令和 4年 1月24日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課